

社会福祉法人たむかい

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たむかい(以下「法人」という。)定款第8条、定款第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等の基準、額及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費・宿泊費)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、別表2「非常勤理事・非常勤監事の報酬」に準じて報酬等を支給する。

(退職慰労金の支給)

第4条 法人は、常勤役員が退職する場合で、評議員会が必要と認めたときには退職する常勤役員に退職慰労金を支給する事ができる。

(報酬等の額の決定)

第5条 全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 常勤理事・監事の報酬月額、別表1「常勤理事・常勤監事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事・監事の報酬月額は、別表1「常勤理事・常勤監事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 非常勤理事・非常勤監事に対する報酬は、別表2「非常勤理事・非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用の弁償)

第6条 法人は、評議員及び役員等が、職務を行うために出張する場合は、原則として弁償することができる。

2 費用の弁償の額は別表 4 に定める額とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

平成 21 年 5 月 1 日制定

平成 29 年 6 月 1 日改定

令和 2 年 2 月 29 日改定

別表1 常勤理事・常勤監事俸給表

号	報酬月額(1人あたり)
1	50,000円
2	100,000円
3	150,000円
4	200,000円
5	250,000円
6	300,000円
7	350,000円
8	400,000円
9	450,000円
10	500,000円
11	550,000円
12	600,000円
13	650,000円
14	700,000円
15	750,000円
16	800,000円

別表2 非常勤理事・非常勤監事の報酬

役職	報酬日額(1人あたり)
理事(非常勤)	10,000円
監事(非常勤)	10,000円

別表3 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人あたり)
評議員	10,000円

別表4 費用の弁償

名称	費用弁償額
旅費	実費